

宮崎県私立高等学校等就学支援金交付要綱

平成 22 年 4 月 16 日
総合政策部みやざき文化振興課

(趣旨)

第 1 条 県は、私立高等学校等の生徒の教育に係る経済的負担の軽減を図るため、予算で定めるところにより、県内の私立高等学校等の設置者に対し、宮崎県私立高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第 2 条 前条の就学支援金の交付の対象となる私立高等学校等の設置者（以下「交付対象者」という。）は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 4 条の就学支援金の受給権者又は知事が特に認める者（以下「受給権者等」という。）に代わって就学支援金を受領する法第 2 条の各号に掲げる高等学校等（私立学校に限る）の設置者とする。

(就学支援金の交付額)

第 3 条 各交付対象者に対して交付する就学支援金の交付額は、各受給権者等について、法、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成 22 年政令第 112 号以下「政令」という。）及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成 22 年文部科学省令第 13 号）並びに知事が別に定める取扱いに基づき算定される額を各交付対象者の設置する私立高等学校等に在学する全ての受給権者等について合算した額とする。

(申請書に添付すべき書類)

第 4 条 規則第 3 条第 4 号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- (2) 個人住民税の特別徴収実施確認書・開始誓約書（別記様式第 4 号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第 5 条 規則第 5 条の規定による交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付対象者は、代理受領した就学支援金を受給資格者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。
- (2) 就学支援金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、就学支援金が交付された日の属する年度の終了後 5 年間保存しておくこと。
- (3) 規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、就学支援金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費総額の20パーセントを超えない額の変更とする。

(就学支援金の交付方法)

第8条 この就学支援金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付することができる。

2 就学支援金の交付は、年4回に分けて行うものとする。

3 第1項の規定により就学支援金の交付を受けようとする交付対象者は、概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、実績報告書に次の書類を添えて、就学支援金の交付の決定を受けた翌年度の4月5日までにしなければならない。

(1) 事業実績書(別記様式第3号)

(2) 収支決算書(別記様式第2号)

(書類の提出部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成22年4月16日から施行し、平成22年度の予算に係る宮崎県私立高等学校等就学支援金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年12月20日から施行し、平成22年度の予算に係る宮崎県私立高等学校等就学支援金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年11月22日から施行し、平成24年度の予算に係る宮崎県私立高等学校等就学支援金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の予算に係る宮崎県私立高等学校等就学支援金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行し、平成25年度の予算に係る宮崎県私立高等学校等就学支援金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の予算に係る宮崎県私立高等学校等就学支援金から適用する。
- 2 この要綱の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校等に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条1項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る宮崎県私立高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年2月27日から施行し、平成26年度の予算に係る宮崎県私立高等学校等就学支援金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の予算に係る宮崎県私立高等学校等就学支援金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の予算に係る宮崎県私立高等学校等就学支援金から適用する。